加監公表第14号令和3年7月21日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 織田 正樹

加古川市監査委員 山本 一郎

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求 (令和3年6月9日付け受理)について、同条第5項の規定により監査を実施し た結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求(以下「本請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年6月9日付けで受理した。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

加古川市保健衛生協議会(以下「協議会」という。)へ交付した令和2年度加古川市保健衛生協議会運営費補助金(以下「本件補助金」という。)については、令和2年度加古川市保健衛生協議会運営費補助金交付要綱(以下「本件要綱」という。)第5条に基づき補助金実績報告書(以下「本件実績報告書」という。)が提出されているが、本件実績報告書に添付の令和2年度加古川市保健衛生協議会収支決算(以下「収支決算」という。)では、本件補助金の用途や繰越金(本件補助金は繰越しが可能な補助金と財政課より聞いた。)が把握できない。本件補助金の用途については、協議会が地区研修費として支部に支払っていると環境政策課職員から説明を受けた。支部に交付された補助金が余れば、その支部に属する町内会へ支給されるため、町内会は上乗せ収入を得ることができる。町内会と協議会の運営は別であり、このような町内会の収入は、補助金交付の趣旨から逸脱している。

また、本件実績報告書に添付の令和2年度事業経過報告(以下「事業経過報告」という。)によると、本件補助金の事業内容はコロナ禍により、令和3年6月から実施される指定ごみ袋に関する研修会(説明会)と資料配布が主だったことが分かる。研修会は、ごみ減量推進課職員が無料で講演をし、資料についても無料で提供しているため、本件補助金については、かなりの金額が残っていると思われる。

さらに、協議会による定期的な集団回収事業による収入が、収支決算に記載されて おらず、収支決算に疑いがある。 よって、次の措置を求める。

・補助金事業以外の用途に使用した本件補助金の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件補助金の支出について

加古川市(以下「市」という。)が本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

環境部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和3年6月21日に請求人から陳述に代わり陳述書の提出を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

環境部職員(以下「関係職員」という。)に対して、令和3年6月29日に事情 聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容は次のとおりである。

協議会は、加古川市内の町内会(令和2年5月1日現在 320町内会等)を会員とし、賛助会員として加古川市連合婦人会が加入する、住民自らの手による公衆衛生事業を通じて健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図ることを目的に活動する団体である。協議会は昭和28年4月1日に加古川市環境衛生推進協議会として設立され、昭和47年に現名称に改称、現在に至っている。協議会は長年にわたり、市政運営、とりわけ環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、市

と一体となって、地域環境の整備、保健衛生の推進を図っている市にとって必要不可欠なパートナーである。

また、協議会は、自らの利益のために活動する市民団体ではなく、地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的として設立されている団体である。

協議会は、会員である町内会の会費により運営するべく自主財源の確保に取り組まれているが、広く市民の福祉の向上と利益の増進に寄与しており、市が関与する妥当性があることから、市は、本件要綱を制定し、その運営費の一部を補助しているものである。補助金の交付にあたっては、本件要綱第3条に規定する交付申請時に、事業計画書及び収入支出予算書の提出を求め、市が審査を行い、交付決定を行っている。

なお、補助金の種類等は本件要綱別表(第2条関係)により、団体運営費補助として、協議会運営に係る経費のうち、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び負担金、補助及び交付金を対象経費としており、地区研修費を含め協議会運営全般を補助対象としている。また、補助金額は上限を1,200,000円と規定している。

本件補助金の交付決定について、加古川市補助金等あり方に関するガイドライン (平成30年7月企画部作成。以下「ガイドライン」という。)の判断基準に照ら し合わせると、補助金額以上の繰越金等が生じていないこと、剰余金、積立金、基 金等も保有していないことからも市が協議会に対して本件補助金を交付することは 適正であると考える。

なお、令和2年度の協議会全体の収支決算額は収入5,676,520円、支出4,726,666円となっており、差引残額949,854円が翌年度へ繰り越されている。

支出の内訳は、交際費を除くと、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び 負担金、補助及び交付金のいずれかに該当し、合計4,696,666円が補助対 象経費と認められ、本件実績報告書、事業経過報告及び収支決算(以下「本件実績 報告書等」という。)により事業が適切に実施されていること及び協議会における 監査を経て、適正に支出がなされていることを確認している。

このことから、団体運営費補助の対象経費が補助金額の1,200,000円を 上回っているため、補助金の返還を求める必要はない。

地区研修費は、協議会から各地区支部(25支部)に3,067,655円が支出されており、全ての地区において資料配布、視察研修、講演会などの方法により、研修等が実施されていることを本件実績報告書等において確認している。

地区研修については、各支部の創意工夫により実施されており、研修実施に係る 資機材、資料や開催案内などの必要経費については、適正に支出されているものと 考える。

集団回収活動については、協議会の会員である単位町内会等が実施されているものであり、協議会運営での収入にあたるものではない。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤田隆司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 織 田 正 樹

加古川市監査委員 山 本 一 郎

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件補助金の支出について

請求人は、市が協議会に交付した本件補助金の一部返還を求めていることから、 本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下、次の項目に ついて検討する。

ア 本件補助金の支出に係る事務手続について

補助金の交付は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)により、①補助金の交付を受けようとする者の交付の申請(第5条)、②市長の審査及び交付決定(第6条)、③市長の決定の通知(第7条)、④補助事業の遂行(第11条)、⑤補助事業の実績報告(第14条)、⑥市長による審査及び補助金の額の確定(第15条)、⑦補助金の交付(第17条)の手順で行われることが定められている。

また、本件要綱において、①補助金の交付の申請には、補助金交付申請書に事業計画書、収入支出予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること(第3条)、②協議会の代表者は、当該年度終了後、速やかに補助金実績報告書に事業実績調書、収入支出決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて提出すること(第5条)、③実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定すること(第6条)、④補助金の額を確定した後に補助金を交付することとするが、市長が協議会の運営上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付できること(第7条第1項)、⑤補助金の交付は、補助金請求書の提出により行うこと(同条第2項)などが定められている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

- (ア) 令和2年5月25日に協議会から補助金交付申請書、事業計画、令和2年 度保健衛生協議会収支予算(以下「補助金交付申請書等」という。)が提出 された。
- (イ) 市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和2年5月25日付けで1,200,00円の補助金の交付決定を行い、協議会に補助金交付決定書を交付した。
- (ウ) 令和2年5月29日に協議会から補助金請求書が提出された。
- (エ) 市は概算払を決定し、令和2年6月25日に1,200,000円を協議会の口座に振り込んだ。
- (オ) 令和3年3月31日に協議会の代表者から本件実績報告書等が提出された。
- (カ) 市は提出された本件実績報告書等を審査した後、令和3年3月31日付け

で補助金の額を1,200,000円で確定し、協議会に補助金確定通知書を交付した。

よって、本件補助金の支出に係る事務手続は、規則及び本件要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 本件補助金の目的及び対象となる経費について

本件要綱別表(第2条関係)によると、補助金の目的は「地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的としている加古川市保健衛生協議会の健全な育成発展を図り、加古川市の保健衛生の向上に寄与するため。」と定められている。協議会は、長年にわたり、市政運営、とりわけ環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、市と一体となって、地域環境の整備、保健衛生の推進を図っている市にとって必要不可欠なパートナーで、公益性が高く、本件要綱別表(第2条関係)に規定する目的に沿った団体である。

また、対象となる経費についても、協議会の運営に係る経費のうち、「旅費」 「需用費」「役務費」「使用料及び賃借料」「負担金、補助及び交付金」と定め られている。

本件補助金の補助金交付申請書に添付された収支予算(案)の支出合計額は 5,712,880円となっており、そのうち補助金の対象外となる交際費の 40,000円を控除しても、なお本件補助金額の1,200,000円を超え る5,672,880円の支出を予定していることが確認できる。

以上のことから、本件補助金は本件要綱別表(第2条関係)に規定する目的・ 対象経費に適合した補助金と判断する。

ウ 本件実績報告書等の審査について

本件要綱第6条によると、市は、「実績報告書の提出があったときは、当該報

告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定」することが定められている。

協議会は本件要綱第5条に基づき、令和3年3月31日付けで本件実績報告書等を提出している。市は本件要綱第6条に規定する審査を行っており、補助金額以上の繰越金、剰余金等が生じていないことのほか、本件実績報告書等が補助金交付条件に適合していることを確認し、補助金の額を確定している。

請求人は、本件補助金は協議会から各支部へ地区研修費として支払っていると環境政策課職員から説明を受けたとし、事業経過報告の研修会開催状況の内容から判断すると、本件補助金を超える支出はなく、その残額が町内会の収入になることは補助金の趣旨から逸脱している、と主張していると解せられる。

しかしながら、本件補助金は、本件要綱別表(第2条関係)に定められているとおり、協議会を年間を通して運営していくための団体運営費補助であり、公益性等を考慮し、協議会が支援の必要な団体であると判断して交付されている。このため、補助対象経費は、収支決算の支出項目に記載のある地区研修費だけでなく、交際費以外の団体運営に費用な支出項目(会議費、大会参加費及び事業費等)に係る「旅費」「需用費」「役務費」「使用料及び賃借料」「負担金、補助及び交付金」の全てを対象としていると考えられる。

さらに、収支決算によれば、決算支出額は4,726,666円となっており、補助金の対象外となる交際費の30,000円を控除したとしても、なお本件補助金の額を超える4,696,666円の支出があることが確認できる。

関係職員への調査により、市は、収支決算に費目ごとの内訳の添付は求めていないが、協議会事務局が、全ての支出について費目を確認しており、交際費以外の4,696,666円は補助金の対象費目であることを確認していることを確認した。

なお、請求人は、集団回収事業による収入(資源物集団回収運動奨励金を示していると解す。)が記載されておらず、収支決算に疑いがあると主張している。

関係職員への調査によれば、集団回収は、協議会の会員である単位町内会等が 地域活動(ボランティア)として行っており、協議会自体が事業主体ではないた め、資源物集団回収運動奨励金についても、協議会の収入ではないことを確認した。

よって、市は、本件実績報告書等について、本件要綱第6条に規定する審査を 行い、補助金交付条件に適合していることを確認し、適正に補助金の額を確定し ていると判断する。

以上、アからウまでを検討した結果、本件補助金の支出は違法又は不当とはい えず、請求人の主張には理由がないと判断する。